

諮問（不）第 42 号

答申（不）第 42 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 12 月 28 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 12 月 14 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「2022 年〇月〇日もしくは〇日もしくは〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇の社員が〇〇警察署に対して話した〇〇〇についての全ての情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を実施機関に行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、開示することで条例第 14 条第 1 号（開示請求者以外の者の個人情報）及び条例第 14 条第 5 号（行政運営情報）の不開示情報を開示することとなると判断し、条例第 17 条に基づき、保有個人情報不開示決定（存否応答拒否）処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 5 年 3 月 22 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「保有個人情報不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 長崎県個人情報保護条例第 17 条に該当しない。

警察に相談したことについては、〇〇〇〇〇〇〇〇が請求人に告げており、(請求人において)〇〇署にも確認済みである。〇〇〇〇は請求人に対して「警察が〇〇〇〇〇〇と言った」と言い、〇〇署からは「言っていない」と返答を得ており、どちらかが虚偽の発言をしている。

請求人は相談の有無を開示して欲しいと請求しているのではなく、相談に関する〇〇〇〇〇〇〇〇が警察に告げた請求人に関する情報並びに警察による請求人に関する〇〇〇〇への意見を開示するように要求しているものであり、条例第 17 条(存否応答拒否)を理由に不開示決定すること自体が法の適用を誤っている。

(2) 条例第 14 条第 1 号イについては、「開示請求者以外の者の個人情報」は不開示であるところ、例外として「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」が規定されており、請求人は不当に警察に個人情報を伝えられた本人であり、不当に請求人の労働者の権利や財産権を侵害されていることから、開示されるべきである。

(3) 条例第 14 条第 5 号(行政運営情報の不開示規定)については、一法人が請求人の個人情報を、請求人の許可無く不当に警察に伝え、警察が法人に請求人の発言行動について「〇〇〇〇〇〇〇〇行動」と伝え、法人がそれを理由に請求人を解雇しており、相談があったことは警察がすでに認めており、その存否や内容を開示せずに秘匿することは、逆に警察への信頼を著しく失うものである。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

本件開示請求及び本件審査請求の内容を確認したところ、請求人が開示を求める保有個人情報は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇の社員が〇〇警察署に対して話をした請求人についての全ての情報」であり、当該請求に係る特定法人社員からの警察への相談の内容についての開示を求めていると解されるが、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を回答することで、当該開示請求に係る特定法人社員からの相談の有無が明らかとなり、条例第 14 条第 1 号本文規定の開示請求者以外の者の個人情報を開示することとなる。

また、開示請求者以外の者が警察に相談したか否かという個人情報を、当該相談をした者(以下、「当該相談者」という。)以外の者に開示することで、当該相談者又は関係者からの警察に対する信頼を失い、今後の警察安全相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、条例第 14 条第 5 号に規定の県の機関の事務又は事

警察に寄せられる相談は、警察が秘密を守り、相談内容を相談者以外の関係者が了知し得ないという前提で話を聞くからこそ、相談者は安心して心情を吐露することができるのであり、自らの相談内容が関係者等に開示されることとなれば、相談者の警察への信頼性が損なわれ、相談業務の適正な遂行に支障を生じさせることとなる。

よって、請求人が主張する開示することで信頼が得られる利益と、開示しないことで得られる相談業務の適正な遂行を確保する利益を比較衡量した結果、後者の方が保護するに値すると認められ、条例第14条第5号に該当する。

(4) その余の主張について

請求人は、「民事不介入の原則や警察法第2条に違反する。」、「〇〇労働局が開示に応じており、長崎県警察が開示を拒めるのもおかしい。」旨主張するが、実施機関は本件開示請求に対し、条例の規定等に基づいて適正に判断していることから、請求人の主張は失当である。

(5) 本件処分について

以上のことから、本件処分は妥当と判断する。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報について

請求人が開示を求める保有個人情報は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇の社員が〇〇警察署に対して話をした請求人についての全ての情報」であり、当該請求に係る特定法人の社員から警察への請求人にかかる相談内容と思料される。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、前述のとおり条例第14条第1号及び第5号並びに第17条に該当するものとして不開示（存否応答拒否）としている。

よって、同相談の有無を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるか以下のとおり検討した。

(1) 存否応答拒否について

条例第17条では、開示請求者に対し、当該開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨を規定しており、実施機関は、この規定に基づき、存否を明らかにすることとなれば、条例第14条第1号の個人情報及び第5号の行政運営情報を開示することとなるとして、本件開示請求を拒否している。

(2) 条例第14条第1号該当性について

条例第 14 条第 1 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

本件対象保有個人情報、特定法人の社員からの請求人に係る警察への相談内容と思料されるが、当該情報は、その存否も含め当該特定法人の社員の個人情報に他ならず、当該情報の存否を回答することは、特定法人の社員からの相談の有無を明らかにすることとなり、条例第 14 条第 1 号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と認めることができる。

したがって、本件対象保有個人情報が存在するか否かを答えることは、同号の不開示情報を開示することとなると認めるのが相当である。

(3) 条例第 14 条第 5 号該当性について

条例第 14 条第 5 号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

と規定している。

実施機関の主張は、前記第4のとおりであるが、改めて実施機関に確認したところ、「一般的に警察への相談は、警察安全相談業務として対応しているが、相談者は警察が相談の秘密を守る前提があるからこそ、安心して相談ができる。相談者が警察に相談したか否かの情報や相談内容が相談者以外の第三者に開示されるとなれば、警察に対する信頼は損なわれ、警察安全相談業務の適正な遂行に支障を生じさせることとなる。」とのことであり、この実施機関の主張は首肯することができると思料する。よって、当該情報の存否を回答することは、条例第14条第5号の「開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認めることができる。

したがって、本件対象保有個人情報が存在するか否かを答えることは、同号の不開示情報を開示することとなると認めるのが相当である。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の有無を回答することで、条例第14条第1号及び第5号の不開示情報を開示することとなるとし、条例第17条に基づき不開示決定（存否応答拒否）処分を行ったことは妥当である。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年9月28日	諮問庁から諮問書を受理
令和5年12月21日	審査会（審査）
令和6年1月30日	審査会（審査）
令和6年2月28日	審査会（審査）
令和6年3月7日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
池 内 愛	弁護士	会長職務代理者
大 串 祐 子	学識経験者	
尾 崎 友 哉	長崎大学情報データ科学部教授	
福 崎 龍 馬	弁護士	会 長
松 崎 な つ め	長崎県立大副学長	